

## Ⅱ 外部評価委員の個別意見（コメント）

## 1. 協和綜合法律事務所弁護士 岩井 泉 氏

### 個 別 意 見 (コメント)

2022年2月7日に開催された委員会（以下「本委員会」という。）における説明、質疑応答及び議論、ならびに頂戴した資料に基づき、法律実務家の観点を踏まえて次のとおり個別意見を申し述べる。

#### 1. 総論

法学部の教育課程を、法学科、国際公共政策学科の2学科制とし、学科ごとに特徴的なカリキュラムを採用した上で、科目の相互乗り入れなどにより学生に多様な選択肢を提供しているという点や、大学院法学研究科において、知的財産法プログラムを配置して独自性を出している点は、特徴的な取組として評価できる。

このような取組をより良いものに発展させていくには、取組をどのように運用するかが重要となる。その検討に際して必要なのは、利用者である学生（大学院生）のニーズや、学生らが卒業（修了）後に活躍している社会のニーズの把握である。これらのニーズを把握するためには、情報や意見を様々なチャンネルで収集することが重要である。批判的意見は特に重要である。もとより、収集した情報や意見の中には、大学として取り入れるべきものとそうではないものがあると思われ、適切な取捨選択は必要であるが、できるだけ幅広く収集を行うことは有益である。本委員会における質疑応答や議論では掘り下げたやり取りはなかったが、このような視点から、取組の運営についての情報や意見の収集の在り方に改善すべき点がないかを、再確認してみることも検討に値する。

#### 2. 各論

上記1を踏まえ、以下、本委員会において説明を受けた具体的テーマのいくつかについて、簡潔に指摘を行う。

##### (1) 法曹コースについて

2019年4月から法曹コースが設置されたことは、法律実務家、特に法曹としては関心事である。法曹コースは、司法修習を含め最短約6年で法曹になれるという期間的なメリットのみならず、集中的に法曹として必要な能力を身に着けることができるという点で魅力的である。本委員会における学生との懇談においても、学生がこのような法曹コースの特徴を踏まえて工夫していることがうかがわれ、学生のニーズを取り込んだ運営が行われているように感じた。

もっとも、法曹コースはあくまでも法曹養成のための多様な方法の一つであり、法曹コース以外の従来型の法曹養成方法について、一層魅力的なものなるよう工夫することも重要と考えられる。

##### (2) 研究者の育成について

社会が複雑化し、また、考え方が多様化するに伴い、法律実務の世界でも日々新しい問題が発生している。そのような問題に対しては、研究者の助言を得ながら理

論を構築していくことが不可欠であり、研究者の育成は法律実務においてもニーズは高い。

本委員会では、全学における次世代研究者挑戦的研究プログラムによる経済的支援が紹介されたが、このように研究者を目指すための環境を整備する取組は重要であり評価できる。

それと同時に、学生に、研究者が魅力的なものであると感じてもらえるような工夫も重要と考えられる。

### (3) 外国語教育について

国内企業が海外進出し、海外との取引も増え、あるいは、訪日外国人や日本に一定の生活基盤を有する外国人の更なる増加が想定される中、法律実務家にとっても、専門知識を備えた上で、外国語によるコミュニケーションをとることは、近い将来必須になると考えられる。したがって、学生が、早い段階から、その重要性を理解し意識しつつ、研鑽・経験を積むことは有益である。

本委員会での質疑応答では、海外に留学に行く学生の数が多いという説明もあったが、せっかくの留学制度の利用が少ないというのはもったいないと感じられ、利用が促進されるような工夫が望まれる。

また、在学中に留学制度を利用した学生が、卒業後属することになったそれぞれの分野において、留学経験をどのように活かしているのか、逆に、どのような点を不十分に感じているのか、などといった点を調査・検討し、留学制度を改善できれば、大学と実務の連携という点からも有益と考えられる。

### (4) オンライン授業について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインによる双方向授業を行なえる体制が構築されたことは評価できる。

オンラインの活用はポスト・コロナにおいても有用と考えられるので、早期に活用方法の検討を始める必要がある。

もっとも、オンラインによるやり取りについては、便利である反面、充実した議論や細かなニュアンスが伝わりにくいという指摘もあり、どのように活用していくかについては十分な検討が必要である。この検討にあたっては、情報や意見を収集の上、具体的なニーズを把握することが有益と考えられる。

以上

## 2. 復興庁元事務次官 岡本 全勝 氏

### 個別意見 (コメント)

私たち外部評価委員の役割は、法学部および大学院（以下、大学と呼びます）が行っている自己評価の確認と、外部から見た大学教育の評価だと考えます。

#### 1. 学生の満足

自己評価については、報告があったように、きちんとなされていると考えます。学生からの要望にも応え、学生が満足する教育が行われているようです。

アンケートの役割は、どの程度満足されているかの傾向を見ることと、不満と感じている点を改善することです。満足度が高いならば喜ばしいことであり、必要なのは不満とされた点を改善することです。これからも、学生の声を拾い上げ、改善してください。

大学教育の目的は、二つあると思います。一つは学生が満足する教育を行うことであり、もう一つは卒業生が社会で活躍することです。

#### 2. 社会での評価

外部から見た大学教育については、卒業生と、卒業生を受け入れた会社さらには社会が大学をどのように評価しているかを見る必要があります。

この点に関する私の質問に対し、卒業生および受け入れ企業へのアンケートはなされているとのことなので、それを今後の改善に生かしてください。

卒業後の進路には、法曹関係とそのほか一般企業などがあると思います。すると、その二つで教育の内容が異なってくると考えますが、どうでしょうか。卒業生は、その点をどう考えているのでしょうか。

社会での評価は、関西財界などの人たちが、学校に何を求めているのでしょうか。また、同じような法学教育を行っている他大学関係者（業界内）では、本学はどのような評価になっているのでしょうか。それも、参考になると思います。

以上

### 3. 公益社団法人関西経済連合会地域連携部担当部長 小林 義彦 氏

#### 個別意見 (コメント)

法学研究科および法学部の活動について詳細なご説明をいただくとともに、在学生から生の声を伺う機会をいただき、光栄に存じます。今後の教育・研究活動のさらなる充実・発展に向けて、以下のコメントが何らか参考になれば幸いです。

#### 1. 教育の現状と課題について

学部において、法学科、国際公共政策学科の2学科を設け、実学を重視し、専門性および学際的・国際的な視野・知見が得られるよう、グローバル社会に対応した人材育成に注力しておられる点は高く評価できます。

また、大学院博士前期課程の知的財産法プログラムに特別コースを設け、主として社会人を対象に利便性の高い場所・時間帯で、実践的・専門的な知識を有する人材の育成に取り組んでおられる点も、時代の要請に即した有益な取り組みと存じます。

なお、博士前期・後期課程において、社会人学生はどの程度、おられるでしょうか。実践的・学際的な教育の場においては、学生、留学生、社会人学生など多様なバックグラウンドを持つ学生の相互研鑽と交流が大きな財産になります。今後、社会人学生を含めた懇談の場なども検討いただければ幸いです。

#### 2. 留学生の受入れ・派遣について

学部のグローバル人材育成プログラムや交換留学生数の推移、および、博士前期課程修了者に占める留学生の割合が約1/3で、今後、受入国・地域の多様化を図っていきたい旨、ご説明いただきました。貴学の特徴の1つとして、留学生の受入れ・派遣に関し、重点国・地域や重点分野を打ち出されても良いのではないかと思います。

わが国、特に関西は中国、アセアンなどアジアとの経済的結びつきが深い地域です。中長期的な視点からアジア等の法制度整備に関わる人材育成および研究・学術交流の強化を掲げ、JICA や法務省法務総合研究所国際協力部等と連携し、国費留学生の受入れや学生・研究者の派遣等に取り組まれては如何でしょうか。法制度整備は各国の持続的発展に不可欠であり、かつ、相手国・地域と日本の法制度への理解が進むことで、日本企業の貿易・投資の円滑化にも大きく寄与するためです。

その際、法科大学院や国際公共政策研究科、さらには全学の取り組み（グローバルナレッジパートナーとの組織間連携や大阪大学 ASEAN キャンパスにおける教育研究活動等）とも連携し、相乗効果を発揮していくことが重要と考えます。また、名古屋大学「法政国際教育協力研究センター」の活動も参考になるものと存じます。経済界においても、関西経済連合会のアセアン経営研修（1980年開始）、太平洋人材交流センター（1990年設立）はじめ、国の将来を支える人づくり支援や人的ネットワーク拡大に取り組んでおり、産学官連携を強化していくことが重要と考えます。

以上

#### 4. 名古屋大学大学院法学研究科長 増田 知子 氏

##### 個別意見 (コメント)

2022年2月7日に開催された大阪大学大学院法学研究科外部評価委員会において、法学研究科及び法学部の諸活動に関する教務委員長報告、学生との懇談、質疑応答、さらには、提供された各種資料により、大阪大学大学院法学研究科・法学部の現況について貴重な知見を得ることができた。小職の勤務している名古屋大学での経験も踏まえつつ、以下、委員としての意見を申し述べる。

元来、大学の社会における基本的機能は、学部で4年間、大学院を含めれば十年以上もの長期間にわたり、一人一人の学生が教育・研究活動を積み重ね、成長し、社会で活躍するための知識・経験・技能を修得する環境を提供するところにある。各大学は、アドミッション・ポリシー「求める人材像」、ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」、カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施の方針」を作成し、社会に対し広くその内容を公表している。

大阪大学大学院法学研究科及び法学部における上記三ポリシーは、簡潔な記載になっているが、具体的な科目配置、学年配当・進行、必修等については、カリキュラムマップに明示されている。法学部の法学科及び国際公共政策学科、法学研究科前期課程の法学・政治学専攻 知的財産法、同後期課程の法学・政治学専攻等のそれぞれにつき、伝統的で実績のあるオーソドックスな学問体系をベースとしたもの、国際、経済、経営等の諸分野を組み合わせた融合型など、社会科学全体にわたる多様で先進的なカリキュラムが組み込まれている。伝統ある法学研究科・法学部の豊かな展開力が如実に示されている点を高く評価したい。

中でも特筆すべき点は、学部について二学科制が採用され、法学研究科（定員170名）のほかに国際公共政策学科（定員80名）が設置されていることである。国際社会での活躍を目指し入学した学生が、実際にどのような授業を履修しているのかにつき、『法学部パンフレット2022』に紹介されているところを見ると、学生が一人一人、自分が目指す将来像に必要な授業を選択し、一週間の生活を組み立て過ごしていることがわかる。ここから伺われることは、国際公共政策学科が的確な制度設計により設立されたこと、従来法学一辺倒ではない国際志望の高校生を入学させ、その結果として、法学部の裾野の拡大に成功していることである。

ところで、目下、全国の国立大学に対し、様々な評価指標の実績に基づく偏差値評価が行われている。大阪大学を始めとする指定国立大学10大学（京都大学、東京大学、東北大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、九州大学、一橋大学、筑波大学、名古屋大学）については、この10大学間での順位がそのまま、運営費交付金の再配分額の増減に直結する仕組みとなっている。社会的要請に基づくとは言え、成果主義による競争に過度に適応してしまうと、画一的な教育研究制度・構成員が誕生することになってしまう。各大学は創意工夫により、限られた資源を有効に活用し、より持続的で効果的な教育研究環境を創出する努力が一層求められていると言える。

各大学に共通する課題の一つに大学院の定員充足がある。大阪大学大学院法学研究科においては、社会人対象の特別コースが設置され、キャンパスの場所、開講時間に

ついて社会人の実際のニーズに積極的に応えている。また、早期修了制度の導入、大学院後期課程の入学定員の規模など、これまで様々な対策を講じてきていることが伺われた。

大阪大学大学院法学研究科・法学部については、総じて今日の大学に向けられている様々な要請に対し、積極的かつ的確な見通しの下で、合理的な制度設計と堅実な運営が行われているのではないかという印象を受けた。今後のさらなる展開について期待する点があるとする、国際交流について、学生の派遣については成果が示されているが、留学生の受け入れについては、交流先の拡大、高度専門人養成、地域の経済産業界の求める人材育成等について、開拓の余地が十分あるように思われた。もっとも、こうした国際展開は、資源の限られた部局単位よりも、大学全体での取り組みの中で行うことが有効であると考えられる。大阪大学のミッションの中に、法学、政治学、公共政策等の分野がどのように位置づけられるのか、今後注目させていただきたい。

以上

## 5. 大阪府市副首都推進局長 本屋 和宏 氏

### 個別意見（コメント）

今回、大阪大学の法学部、法学研究科の教育内容の説明を受け、また、学生の皆さんからお話をお聞きし、私が在学の頃と比較して、大きく進歩されていることに改めて敬意を表します。そのうえで、今後の活動に役立てばと考え、以下、感じた点を4点にわたって記します。

#### 1. 評価データの充実と活用

卒業時のアンケート調査に加えて、入学から在学時についても、アンケート調査などを通じて、できるだけ幅広く学生の満足、不満、思いをくみ取り、内部評価のデータとして整理し、外部評価とあわせて評価を行ってはどうでしょうか。そうすることで、新たな目標設定から次の評価へと活動内容の充実の好循環をより一層確かなものにしていけるのではないのでしょうか。

#### 2. 留学機会の充実と学問レベルの向上

学生の皆さんから留学体験のお話をお聞きしました。そこで、改めて感じたのですが、コロナで難しい面も多いと思いますが、是非、大阪大学から、そして大阪大学への相互の留学機会を拡大することで、大阪を知ってもらう、海外を知るというレベルを超え、内外の優秀な学生が交わることによる教育力、研究力の向上を図っていく。そうすることで、海外の大学に比べても遜色のない教育・研究機関に大阪大学を引き上げていけるのではないのでしょうか。

#### 3. 知的財産関係の教育充実と大阪経済の高度化

経済活動における無形資産の重要性が増しています。この点、欧米に比較して日本はやや遅れており、なかでも、大阪にとっては、万博など明るい兆しはあるものの、経済を本格的な上昇気流に乗せるうえで、必須の課題ではないかと考えています。こうした観点から、知的財産関係の教育の充実を進めることで大阪経済の高度化に寄与できるのではないのでしょうか。

#### 4. 国際公共政策学科の充実・強化

法学、政治学の知識に加え、公共経済学や計量経済学を学ぶことは、経済データ分析をベースにした実際の公共政策の立案に大きな効果があるものと考えます。そうした能力を養い、政策に活かせる人材の育成を大阪大学がリードすることで、国・地方行政におけるエビデンスに基づく政策実施が進むのではないのでしょうか。

なお、国際的な視点でのカリキュラムにあわせて、ローカルな自治体レベルでのカリキュラムを充実することも、学生にとって得難い経験になるのではと思います。大阪府、大阪市のフィールドを提供することで、大阪そして日本の将来を担う人材の育成に少しでもお役に立てるのではと思っています。

以上